

町からの お知らせ

平成25年度 興部町戦没者追悼式のご案内

過ぐる大戦における本町出身の戦没者に対し、追悼の誠を捧げ平和への誓いを新たにするために、平成25年度興部町戦没者追悼式を下記のとおり実施いたします。
遺族はもとより一般の方も、ご参列くださいますようご案内いたします

記

1. 日 時 7月12日(金) 午前10時より
2. 場 所 興部町中央公民館 講堂
3. 実施形式 献花方式
4. その他 ○ 黙祷のお願い
当日、午前10時過ぎに戦没者の御霊に対して黙祷を捧げるためにサイレンを鳴らしますので、町民各位におかれましてもその場で黙祷されますようお願い申し上げます。
○ バスの運行
会場までのバスを運行しますのでご利用ください。
役場前発 9時10分
中央公民館前発 9時15分 ⇒ 忠魂碑(神社境内)

当日は、興部町社会福祉協議会主催により忠魂碑(神社境内)のお参りを準備しております。(午前9時より10時まで)

水道管漏水調査のお知らせ

秋里地区において水道管の漏水調査を、下記の日程にて行いますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

なお、調査に際して仕切弁を一時閉めて調査をするため、水道水の水圧が一時的に低下することがありますのでご承知願います。

※調査に際し、受託業者は興部町の腕章をして調査いたします。

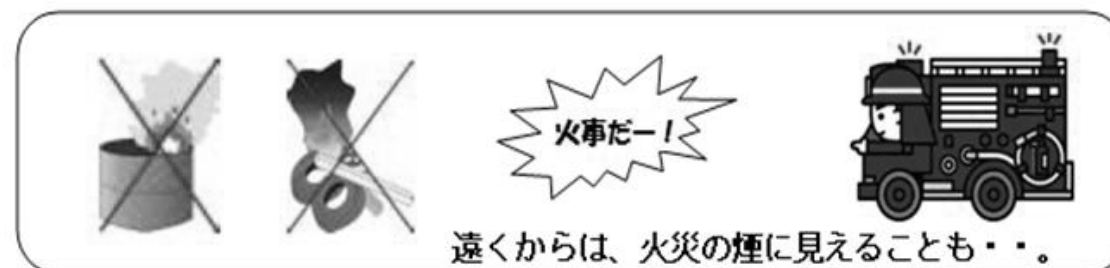
1. 調査区域 秋里地区(旧秋里小学校から上出宅地先まで)
2. 調査日時 平成25年7月8日(月曜日)～7月26日(金曜日)
※土曜日・日曜日は調査を行いません。

3. 調査時間 昼間調査 午前8時～午後5時まで
夜間調査 午後11時～翌日午前5時まで
4. 受託業者 フジ地中情報株式会社 札幌支店
5. 連絡先 興部町役場上下水道課 水道施設係
(Tel 82-2131 内線241・242・235)

廃棄物(ごみ)の野焼き(屋外焼却)は犯罪です!

廃棄物の屋外焼却、いわゆる野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一部の例外を除き禁止されています。法律に違反すると行為者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはこれの併科が適用されていますが、残念ながら違反が後を絶ちません。

また、焼却炉を使用した廃棄物の焼却であっても「一定の構造基準」を満たしていない場合は使用できません。



野焼き(屋外焼却)はなぜダメなのか

廃棄物処理場の焼却施設は、高温に管理された焼却が行われ発生する排ガスは高度な処理設備で処理されますが、野焼きでは、有害物質の発生が避けられません。

野外での焼却は、煙・すす・悪臭により周囲の人に迷惑をかけ、さらには、火災を引き起こす危険性もあります。

ごみ焼却炉の構造基準について

使用が認められているごみ焼却炉の基準は次のとおりですが、家庭用の焼却炉のほとんどは、この構造基準を満たしていませんので使用しないようお願いします。

- ①ごみを焼却室で摂氏800℃以上の状態で燃やすことのできるもの
- ②外気と遮断された状態でごみを焼却室に投入できること
- ③燃料室の温度を測定できる装置(温度計)があること
- ④高温で燃焼できるように助燃装置(バーナー等)があること
- ⑤焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

(住民課 住民環境係)